

東京海洋大学部室使用に関する取扱い

平成 29 年 12 月 22 日学生支援委員会決定

(目的)

第 1 この取扱いは、東京海洋大学課外活動施設使用に関する取扱い（平成 29 年 4 月 1 日学長裁定。以下「施設使用に関する取扱い」という。）第 11 第 2 項に基づき、東京海洋大学（以下「本学」という。）における部室の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(部室)

第 2 この取扱いにおいて部室とは、別表に掲げるものをいう。

(管理運営者)

第 3 部室の管理運営は、学生支援を担当する副学長（以下「管理運営者」という。）が行い、その事務は品川地区においては学生サービス課、越中島地区においては越中島地区事務室の所掌とする。

(使用の資格)

第 4 部室を使用できる団体は、東京海洋大学学生課外活動団体に関する取扱い（平成 29 年 3 月 16 日学長裁定。以下、「団体に関する取扱い」という。）第 3 第 2 項の認定を受けた本学の課外活動団体とする。

(使用期間)

第 5 部室の使用期間は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(使用手続)

第 6 部室の使用を希望する団体は、別紙様式による部室使用申請書を「施設使用に関する取扱い」の第 5 第 3 項に基づき、毎年 5 月末日までに学生サービス課又は越中島地区事務室に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 7 部室使用の許可については、部室使用申請書その他の提出書類を審査した上で、学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経て学長が行う。

2 申請時の前年度に、「団体に関する取扱い」の第 8 に規定する活動停止処分を受けた団体又は本取扱いの第 9 に規定する部室使用の中止処分を受けた団体は、申請年度の部室の使用を許可しないこととし、次年度は、新規申請の扱いとする。

(遵守事項)

第 8 部室の使用を許可された団体は、「施設使用に関する取扱い」の第 7 に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 周辺の迷惑となる騒音を出さないこと。また、21 時以降は音出しを行わないこと。
- 二 当該使用団体以外の団体又は個人に部室を転貸しないこと。
- 三 部室内で喫煙しないこと。
- 四 部室内で飲酒しないこと。

(使用の中止)

第 9 管理運営者は、部室の使用を許可された団体が、前項第一号から第四号及び「施設使用に関する取扱い」の第 7 に定める事項を遵守しないときは、学長の承認を得て、直ちに使用を中止させることができる。

2 前項により使用を中止させたときは、委員会に報告する。

(使用の再開)

第 10 部室を使用中止とされた団体が、使用の再開を希望するときは、再発防止策等を管理運営者に提出し、委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

附 則

この取扱いは、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 7 第 2 項については、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

品川地区

施設名	部室数
課外活動施設（新学館）（1階）	6室
課外活動施設（新学館）（2階）	10室
課外活動施設（プレハブ棟）	19室
体育館（1階）	4室
体育館（2階）	1室
武道場	2室
プール	1室
弓道場	1室

越中島地区

施設名	部室数
寮地区課外活動施設	9室
校舎地区課外活動施設（1階）	4室
校舎地区課外活動施設（2階）	5室

(別紙様式)

部室使用申請書

年 月 日

東京海洋大学長 殿

サークル名 _____

代表者名 _____

学科 年次 学籍番号

顧問教員氏名 _____ 印

東京海洋大学課外活動施設使用に関する取扱い第 7 第一号から第九号及び東京海洋大学部室使用に関する取扱い第 8 第一号から第四号に定める事項を遵守することを誓約のうえ、下記のとおり部室を使用したもので許可くださるようお願いいたします。

記

1. 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日 まで

新規 ・ 継続

*どちらかに○をしてください。

*新規で部室使用希望の場合は、申請回数を記入すること。 _____ 回目

2. 使用希望施設

(品川) 1. 新学館 1 階 2. 新学館 2 階 3. プレハブ棟 4. 体育館 1 階

5. 体育館 2 階 6. 武道場 7. プール 8. 弓道場

(越中島) 1. 寮地区課外活動施設 2. 校舎地区課外活動施設 1 階

3. 校舎地区課外活動施設 2 階

*番号に○をしてください。

(部室使用を希望する理由)

3. マスターキー番号／キーボックスなどの解錠番号

(前回からの変更 有 ・ 無) _____ /

*どちらかに○をしてください。

■ 注意事項 ■

- 毎年、本申請書及びその他の書類により、東京海洋大学学生課外活動団体に関する取扱い第 2 に定める課外活動団体の認定基準を満たしているか審査します。審査結果によっては、部室を使用できない場合があります。
- 使用期間は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとし、次年度も継続して使用を希望する場合は、毎年 5 月末日までに「部室使用申請書」を学生サービス課又は越中島地区事務室に提出してください。
- 東京海洋大学課外活動施設使用に関する取扱い第 7 第一号から第九号及び部室使用に関する取扱い第 8 第一号から第四号に定める事項を遵守しない場合、使用を中止させる場合があります。
- 解錠番号を変更した場合は速やかに学生サービス課又は越中島地区事務室に変更後の番号を届け出てください。
- 火災等緊急の際に、届け出時と異なる解錠番号や鍵で施錠されている場合、取り壊すことがあります。
- 解錠番号の管理には注意し、当該団体以外の者に知らせないようにしてください。